

# 神社本庁の 疑惑の本質 不動産不正取引

神社本庁

ス社との交渉で、  
A氏による文書を  
入手した。

全国の有名神社の宮司人事に強引に  
介入したり、歴史ある社家の追放を画  
策して訴訟沙汰や有名神社の脱退騒ぎ

元幹部職員が  
告発した理由

が起きていた。神社本庁（本部・東京都  
渋谷区。田中恒清総長・石清水八幡宮  
宮司）の土地取引にまつわる不正疑惑。  
本誌七月号で紹介したが、今回、神社  
本庁の元幹部職員の関係者から詳細な  
事情を聞くことができた。全国の神社  
を包括する宗教法人神社本庁を取り巻く  
疑惑についてレポートする。

神社本庁の不正は元幹部職員I氏の  
内部告発により明らかになったものだ。  
筆者は十一月下旬、I氏の関係者のA  
氏から詳しい事情を聴いた。

A氏によると、I氏は一六年十二月  
に神社本庁の複数の役員に対して「檄  
ー己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、  
決起と奮起を求める」と題した文書を  
手渡した。そこに至るまでの経緯は、  
同年五月二十三日に神社本庁役員会で、  
今期限りで退任する松山文彦理事が、  
「前年の役員会で百合丘職舎（川崎  
市）の売却処分に賛同してしまったが、  
売却直後に旧職舎には売却価格を大幅  
に超える三億円の根抵当権が設定され  
た。結果的に神社本庁が損失を被ること  
となつたが、そうした案件に賛成してしま  
つたことをお詫びしたい。今後は、不動産の売却を協議する場合は、

自己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める」と題した文書を手渡した。そこには、元幹部職員I氏の内部告発により明らかになったものだ。筆者は十一月下旬、I氏の関係者のA氏から詳しい事情を聴いた。

A氏によると、I氏は一六年十二月に神社本庁の複数の役員に対して「檄ー己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める」と題した文書を手渡した。そこには、元幹部職員I氏の内部告発により明らかになったものだ。筆者は十一月下旬、I氏の関係者のA氏から詳しい事情を聴いた。

きちんととした資料で提案されることを「事務局に要望する」と発言し、公式の場で初めて話題に上ったという。

同じ時期に神道政治連盟の打田文博

会長（静岡・小國神社宮司）が、神社本庁の職員に指示して、旧知の不動産会社「（株）ディンプル・インター・ナショナル」（以下、ディンプル社）に神社本庁の所有不動産を廉価で売却させているという話が流れた。

五月二十三日の松山理事の指摘から

三日後に行なわれた評議員会でも、芦原高穂評議員が百合丘職舎の売却について質問し、木田孝朋財政部長が事務手続きには瑕疵がなかつた旨を説明している。

五月二十三日の松山理事の指摘から三日後に行なわれた評議員会でも、芦原高穂評議員が百合丘職舎の売却について質問し、木田孝朋財政部長が事務手続きには瑕疵がなかつた旨を説明している。A氏によると、I氏が不動産取引に詳しい弁護士に入手した不動産登記簿や資料を見せると「典型的な土地ころがしですね。刑事事件になる案件です」と言われたという。

たにもかかわらず、木田財政部長や田中総長は「手続きに問題はなかつたが、今後は疑惑を持たれることのないよう注意する」旨を答弁しただけで評議員会は終了している。

その一方で、木田部長の前の財政部長だったS氏に責任を負わせようとすら動きが、神社本庁の眞田宣修書部長の主導で行なわれたという。I氏自身も、庁舎内で、来庁していた打田神道政治連盟会長に呼び止められ、「S君は今度失敗したらもう後はないんだよ。そのことを君もよく理解するように」といった内容の警告を受けたという。I氏は「これからもよろしく」と言つてその場を離れたが、神社本庁の人事権のないはずの打田会長が、裏で執行部と結託して職舎の不正売却の隠蔽に関与していることを確信したという。

ところが、六月に「神社本庁役員の疑惑について」と題した匿名の投書が神社本庁に送付され、I氏も投書への対応について説明を受けている。さらに八月にも匿名の投書「神社本庁百合丘職舎売却に関する問題点を共有し、

公安警察官の  
不可解な対応

神社本庁内部で疑惑を隠蔽しよう

に！」が神社本庁を含む関係者に送付されたが、このときはI氏ら神社本庁の職員には説明がなかつたため、I氏は後になってから知つたという。I氏は二回目の投書を神社新報社（神社本庁の機関紙的な専門紙『神社新報』の発行元）の関係者から入手。この投書には関連する不動産登記が添付されており、I氏はこの時点では噂されている疑惑には真実性があるのではないか、と思つたという。

A氏によると、I氏が不動産取引に詳しい弁護士に入手した不動産登記簿

がしですね。刑事事件になる案件です」と言われたという。

しかし、神社本庁内部の不祥事になりかねないので、しばらくは本庁内部

の自浄努力による解決を待つていたが、

十月十四日に開かれた前年度決算を審議する評議員会で、芦原氏が五月に続

いて再度、百合丘職舎の売却を質問し

する動きが露骨になり、当時の財政部長だったS氏に責任を取らせようとする卑劣な動きに我慢がならなくなつたI氏は、一六年十二月十日頃、自ら実名で執行部を糾弾した檄文を執筆し、田中総長や打田会長の息のかかっていないと思われる役員に手渡している。ところが、そのことが田中総長らに知られて懲戒解雇処分を受けることになつた。その経緯は以下のようだつた。

まず、一七年三月、I氏は旧知の仲だつた警視庁公安三課のA警部補に相談。この際、資料や自らの内部告発文等を見せたという。その後、そのことをA警部補と同じ公安三課のT警部補が知り、別の神社本庁の職員を通じてI氏に連絡をとり、面談することになった。I氏はT警部補及び同三課のM警部補と新宿の喫茶店で会つて説明した。

I氏は、A警部補に提出した告発文や資料一式と警視庁宛の嘆願書等も、個人名は出さないことを条件に彼らに

提供したという。ところが、T警部補は、I氏の提供した資料を打田会長か、もしくは神社本庁執行部に渡していたのだ。

T警部補は四月十三日、I氏に電話で連絡してきて、打田会長に会つたが疑惑を否定したこと伝え、「自分ができるのはここまでだから、後は告発なりしてもらうしかない」と言い放つたという。また「いろいろ気をつけてほしい」とも口にしたという。

その時点でI氏は、まさかT警部補が神社本庁側に資料を渡したとは思つていなかつたが、同日の夕刻に原田秘书部長から「話があるので十七日の夕方に会いたい」との連絡があり、出向くと、応接室で原田氏が「公安三課のTさんを知つていてるか」と尋ねてきた。そして、I氏がT警部補に提供した資料一式を見せたうえ、携帯電話でT警部補に連絡、I氏と話をさせたという。

A氏はこう言つて憤る。

「I氏は自分の名義で書いた嘆願書や檄告発文の執筆は認めているが、疑惑のきっかけとなつた匿名の投書や怪文書には全く関与していないと言つています。生真面目なI氏は、疑惑を隠蔽しようとした田中総長や執行部に業を煮やし、告発したために解雇され

さらに原田氏は田中総長を呼び、I氏は総長からも尋問を受けることになつた。ここで、自分がT警部補に話した内容が総長側に全て伝わっていることを知つたという。

そうしたなかで四月十九日に神社本庁役員会が開催され、田中総長が調査委員会のメンバーを発表。さらに怪文書に對しては告訴すると話し、文書作成に関わった職員や役員の名前も発覚したと明言していたという。その後もI氏は内田智・神社本庁顧問弁護士の尋問を受けたうえ、I氏以外の職員も田中総長や、総長側の役員や内田弁護士に尋問されていたといふ。

「I氏は自分の名義で書いた嘆願書や檄告発文の執筆は認めているが、疑惑のきっかけとなつた匿名の投書や怪文書には全く関与していないと言つています。生真面目なI氏は、疑惑を隠蔽しようとした田中総長や執行部に業を煮やし、告発したために解雇され

ることになった。それにしてもI氏の

相談事に警視庁の公安警察官の対応はあまりにいい加減でした」

十月、I氏は神社本庁に対して解雇

を取り消すよう提訴。同時に自分を売ったT警部補に対する苦情申し立てを公安委員会に対して提出したという。

一方、田中総長側は、I氏が反田中派役員の指示の下、田中追い落としのために怪文書を作成し、自らが作った文書を元に告発文を配布し、警視庁に嘆願書を提出したという絵図を想定しているようだ。A氏を見せしめとして解雇したこと、反田中派の動きを抑え、不動産の不正売却の疑惑をも葬り去ろうということなのだろう。

### 払拭されない疑惑

八月一日に「秘書発第三三三号百合丘職舍売却に関する件（報告）」が田中総長の名で出されているが、その調査報告の要旨抜粋を見ると神社本庁の

考え方がよくわかつて興味深い。

たとえば「③百合丘職舍売却方法の妥当性」には次のように書かれている。

神社本庁では財産を処分する方法として、財産規程第三十七条规定、原則として契約は競争入札によらなければならぬとし、例外として「競争入札に付することが特に不利又は不可能な場合又は軽微なもの」については随意契約によることができるとしているが、

内）の事例を参考に、両職舍が随意契約の方法により売却されていたことから、それに倣つた。

このような実情を踏まえるならば、競争入札の手続きを定める規程や運用例が存在しない以上、競争入札を行わなかつたことを責めるのは酷であり、神社本庁は「競争入札に付することが不可能」な状況にあつたものと評価出来る。

つまり今まで随意契約で売却してきたのだから問題なし、ということだ。ちなみに青山・中野職舍もディンプル社に売却されている。

売却価格が不当に安かつたという指摘については、報告書には次のようにある（全文ママ）。

ディンブルは、神社本庁から買ひ受けた後、必ずしも取得価格以上で売却出来るとは限らないといふリスクを負っていること、クリエイト西部

(注：不動産業者)に売却出来たのは買主を探す努力をしたこと、不動産取引実務上、取得価格に十五%上乗せして転売することがないわけではないことから、神社本庁が二億一二四〇万円で売却出来る可能性があつたのに一億八千四〇〇万円で売却したのは不当ではないかとの見解は必ずしも妥当とは言えない。

ディンプル社は職舎購入後に即日転売しており、クリエイト西部は購入した土地に三億円の根抵当権を設定していいたのだから、実質三億円の土地を一億八千四〇〇万円で売却している。しかも売却前の土地評価の不動産鑑定士もディンプル社が依頼していた。

田中総長は同文書の中で、「この報告書を受け、疑念は払拭され、青天白

日のものとなつたと存じます」と揚言しているが、必ずしもそうとは言えないように思われる。

しかも、だ。ディンプル社の過去の

取引先関係者には、反社会的勢力がいる疑いがあるという疑惑も浮上しているようだ。先のI氏が自ら実名で告発文を書いたり、旧知の警察官に相談して嘆願書を書いた理由も、この反社疑惑からだつたといふ。

この点については、まだ明確な結論は出せず、今後の取材で新たな事実が判明すれば追って報告したいと思う。

それにしても宗教法人関係の取材は、内部関係者からの証言がないと、極めて難しいのである。神社本庁に取材を申し入れても「その件は顧問弁護士に一任しているのでこちらでは答えられません」と言われ、その弁護士に連絡しても「守秘義務があるので答えられません」で、取りつく島もなく終わってしまう。

しかも、神社本庁や神道政治連盟は、改憲勢力の一翼を担う巨大な影響力をを持つた団体であり、現政権とも密接な関係にある。告発者のI氏を裏切った

警視庁の公安警察官にしても、どちらに付くのが自分にとって得かを考えれば、当然の結論だつたのかもしれない。

I氏は十一月に「女性セブン」の取材を受けているが、掲載された記事(十一月二十三日号)では、内部告発や不動産取引に関する疑惑は反田中派の小串副総長(八月に辞任)と田中総長との間の権力闘争として扱われており、総長側が流布した権力闘争のために疑惑がでっち上げられたというストーリーに沿つた記事となつていて。

確かに神社本庁内部の反田中派が怪文書や投書を作成したという可能性は否定できないが、疑惑 자체が事実無根の言いがかりというのではなく、ディンプル社と神社本庁間の不動産取引の実態を見る限り無理があるようと思われる。

## 暴走を続ける神社本庁

これまで本誌で採り上げてきた、田

中総長や神社本庁による全国各地の有名神社に対する人事介入では、極めて強引な手法がとられており、その結果、大分県の宇佐八幡宮の到津家や、香川県の冠縫神社の友安家といった由緒ある社家（宮司家）が、追放されようとしている。

宇佐八幡宮の到津家の地位保全訴訟は、一八年二月に判決が下される。現宮司の小野宗之氏は、先に紹介したI氏の告発文“檄”の文中にも登場しているので、その部分を紹介しよう（全文ママ）。

私は本事件に関する内情を知る者であり、この事態を黙つて見過ごすことには、道義上許されるものではないと自覚し、この“檄”を認めるに至ったのである。それ故にまづ、私自身が斯界関係者、そして何ら経費の支弁もなく職舎からの転居を余儀なくされた若手職員の方々にお詫びするものである。そして同時に、今思えば実に空疎な

「危機管理対策」の名のもとに、職舎売却の真の目的を見抜けないまま、部長会で売却の方針に賛成してしまったこと。そして売却先の決定に当たっては、当時の小野総務部長、眞田秘書部長のS（原文は実名）財政部長に対する「早く売れ、何をしていいんだ！」の大合唱に疑問を感じつつも、「過去の実績」を理由とした「ディンプル・インターナショナル」との随意契約に同意してしまったこと。更に平成十年の『私たちの皇室』創刊に当たっては、担当職員としてメディア・ミックス社との交渉で苦しい思ひをした経験があるにもかかわらず、職舎売却先の「ディンブル・インターナショナル」がメディア・ミックス社の関連会社であることに、職舎疑惑が明るみになるまで気づかぬままであったこと。そして遂には今回の職舎売却処分を見過ごしてしまひ、結果として全国神社、およびその関係者からの淨財からなる神社本庁の財産を捨てるに等しい行為に

加担してしまったことは、全国の神社関係者に対しても申し訳なく、また悔しくてならない。

戦後間もない一九四六年一月に「各神社の親睦を目的とした緩やかな連合体」として発足した神社庁が、安倍政権の掲げる改憲の賛助団体として活発な政治活動を行う一方、不正疑惑や内紛が囁かれる現実。また神社本庁の人事介入や加重な上納金（有名神社では一千万円にもなる）を嫌つて脱退する神社も出てきている。

一七年六月には「深川の八幡様」として知られ、天皇・皇后両陛下も例大祭を行啓幸された富岡八幡宮（東京都江東区）も、神社本庁からの離脱を決定しており、神社界の刷新が必要とされているのは間違いないのである。

伊東北斗（いとうほくと）  
業界紙記者を経てフリージャーナリストに。ジャ  
ンルを問わず幅広い取材活動を続ける。